

○上市町自治会掲示板設置工事費補助金交付要綱

平成11年3月26日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則(平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、自治会掲示板設置工事費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、自治会(町内会)のコミュニティ活動の促進とともに、町の広報活動の利用に供するため自治会(町内会)が行う掲示板設置経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助の要件)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる要件を充たす場合に交付する。

- (1) 設置用地については、自治会(町内会)負担とすること。
- (2) 自治会(町内会)で設置するものであること。ただし、本補助金の交付を受け設置したものの更新を除く。
- (3) 管理、利用について自治会(町内会)運営とすること。
- (4) 掲示面の大きさが80cm×120cm以上程度のものであること。
- (5) 本補助金の交付を受け、設置することができる掲示板の数は、自治会(町内会)の世帯数が50世帯までは、1ヶ所とし、以降、概ね50世帯毎に1ヶ所ずつ増すことができる。
- (6) その他、設置場所、設置様式等について事前に町長が認めたもの。

(平16告示18、平21告示18・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自治会掲示板設置工事費の2分の1以内(1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。)の額とし、100,000円を限度とする。

(平15告示19・一部改正)

(交付の申請)

第5条 自治会掲示板設置工事費補助金の交付を受けようとする自治会(町内会)は、自治会長名で申請しなければならない。

2 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付の決定通知)

第6条 町長は、前条の規定により提出された書類を審査、設置確認を行い適当と認めたときは、補助金の決定額を当該申請者に通知するものとする。

(帳簿の整備)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その事業の内容を明確にした書類及び帳簿を整備し保存しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第9条 補助金の交付は、事業完了後の精算払いとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたものに対して、補助金を返還させることができる。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月31日告示第19号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日告示第18号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日告示第18号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第24号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号

(平15告示19・一部改正、平21告示18・全部改正)

年 月 日

上市町長 宛

申請者 自治会(町内会)

住所

氏名 印

年度上市町自治会掲示板設置工事費補助金交付申請書

年度において自治会掲示板設置工事を実施したいので、上市町補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額

金 円也

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 設置位置図
- (3) 事業収支予算書
- (4) 工事に係る見積書(写し可)

様式第1号の2

(平15告示19・一部改正、平21告示18・全部改正)

事業計画書

1 設置の場所(図面を添付のこと)

2 設置様式

- ・材質
- ・サイズ

3 設置業者

- ・住所
- ・業者名

4 補助金振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協／本店 支店						
預金種目	普通・当座						
口座番号							
口座名義人	(フリガナ)						

様式第1号の3

(平15告示19・一部改正、平21告示18・全部改正)

事業収支予算書

自治会(町内会)

収入

項目	金額(円)	備考
上市町補助金		
自己資金		
計		

支出

項目	金額(円)	備考
掲示板設置工事費		

様式第2号

(平15告示19・一部改正、平21告示18・全部改正)

年 月 日

上市町長 宛

申請者 自治会(町内会)

住所

氏名

印

年度上市町自治会掲示板設置工事費補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり事業が完了しましたので、上市町補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金精算額

金 円也

2 設置場所

3 事業の完了年月日

年 月 日

4 添付書類

(1) 事業収支精算書

(2) 領収書(写し可)

(3) 完成写真

様式第2号の2

(平21告示18・追加)

事業収支精算書

自治会(町内会)

収入

項目	金額(円)	備考
上市町補助金		
自己資金		
計		

支出

項目	金額(円)	備考
掲示板設置工事費		